

# 再就職に関する規制

浜松市

# ◆◆ 目 次 ◆◆

1. 地方公務員法の概要（退職管理関係） . . . . .	P1
2. 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制 . . . . .	P3
(1) 働きかけ規制の概要 . . . . .	P3
(2) 働きかけ規制の範囲 . . . . .	P4
(3) 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制のイメージ図 . P6	
(4) 働きかけに該当しない場合 . . . . .	P6
3. 地方公共団体の講ずる措置 . . . . .	P7
4. 課長級相当職以上であった者の再就職状況等届出 . . . . .	P9
5. 再就職情報の届出・公表の流れ . . . . .	P11
6. 退職管理に係る規制違反に対する制裁措置 . . . . .	P12
7. Q&A . . . . .	P13
各種届出様式の入手方法 . . . . .	P14

# 1. 地方公務員法の概要

(退職管理関係)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号。以下「法」という。）が、平成26年5月14日に公布されました。

本法は、地方公務員について、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずることをその内容としています。

## 1 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

- ① 営利企業等に再就職した元職員（＝再就職者）が、離職前に在職した執行機関の組織等の職員対して、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（＝働きかけ）を行うことを禁止
- ② 再就職者から働きかけを受けた職員に対し、人事委員会への届出を義務付け

## 2 退職管理の適正を確保するための措置

### ① 再就職情報の届出

課長級相当職以上であった再就職者に対し、離職後2年間の再就職について、任命権者へ届出を義務付けることができる。

⇒浜松市職員の退職管理に関する条例（以下「条例」という。）により届出を義務付けます。

### ② 退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする

⇒本市では条例により再就職状況の公表と「浜松市退職者の再就職に関する要綱」（以下「要綱」という。）により再就職のあっせんを規制していきます。

### 3 その他

#### ① 人事委員会の監視機能

働きかけの規制違反に対する人事委員会による監視体制を整備

- ・再就職者による働きかけを受けた職員から届出を受けること
- ・任命権者に調査を要求すること 等

#### ② 罰則

不正な行為をするよう働きかけた元職員への罰則などを設ける。

- ・違反行為を行った場合は過料・懲戒
- ・不正な行為を伴う場合は刑罰

## 2. 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

（地方公務員法第38条の2関係）

### （1）働きかけ規制の概要

- 離職後に営利企業等※1に再就職した元職員（＝再就職者）は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等※2の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務※3について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（＝働きかけ）が禁止されます
- 在職中に就いていたポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります（4ページ参照）。
- 規制に違反した再就職者には過料又は刑罰が科せられます。
- 再就職者から働きかけを受けた職員は、人事委員会にその旨を届け出なければなりません。届出違反は懲戒処分の対象となる可能性があります。  
➡「再就職者から依頼等を受けた場合の届出書（様式第2号）P17参照」を、働きかけを受けた後、直ちに（原則として1週間以内）人事委員会へ提出してください。

#### ※用語について

##### ※1：営利企業等

営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）のことをいいます。

なお、営利企業等には自営業も含まれます。

##### ※2：地方公共団体の執行機関の組織等

再就職者による働きかけが禁止される職員の範囲を確定するための組織上の単位（グループ）です。具体的には、市長事務部局、議会事務局、教育機関、消防機関などのようにグループ分けされます。

##### ※3：契約等事務

①再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間で締結される売買、貸借、請負、その他の契約、②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務などが該当します。

## (2) 働きかけ規制の範囲

○ 再就職者の離職前に就いていたポストや職務内容により規制範囲が変わります。

規制の主体	禁止される働きかけの内容	規制期間
全ての再就職者	離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ 《法第38の2第1項～第3項》	離職後2年間
	在職中に自らが決定した※1契約・処分に関する現職職員への働きかけ 《法第38の2第5項》	期間の定めなし
市長の直近下位の内部組織の長※2に就いていた再就職者	離職前5年より前に部長級相当職の職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ 《法第38の2第4項》	離職後2年間
国の部課長級相当職※3に就いていた再就職者	離職前5年より前に次長、課長級相当職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ 《法第38の2第8項・条例第2条》	離職後2年間

★ 例えば、離職前5年より前に、部長級相当職の職に就いていた再就職者は、離職前5年間の職務に関する働きかけに加えて、当該部長級相当職に就いていたときの職務に関する働きかけが禁止されます。

### ※用語について

※1：「自ら決定した」とは最終決裁権者となった場合をいいます。

※2：「市長の直近下位の内部組織の長」には、部長、事業本部長などが該当します。(P5参照)

※3：「国の部課長級相当職」には次長、課長などが該当します。(P5参照)

## 市長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職（部長級）

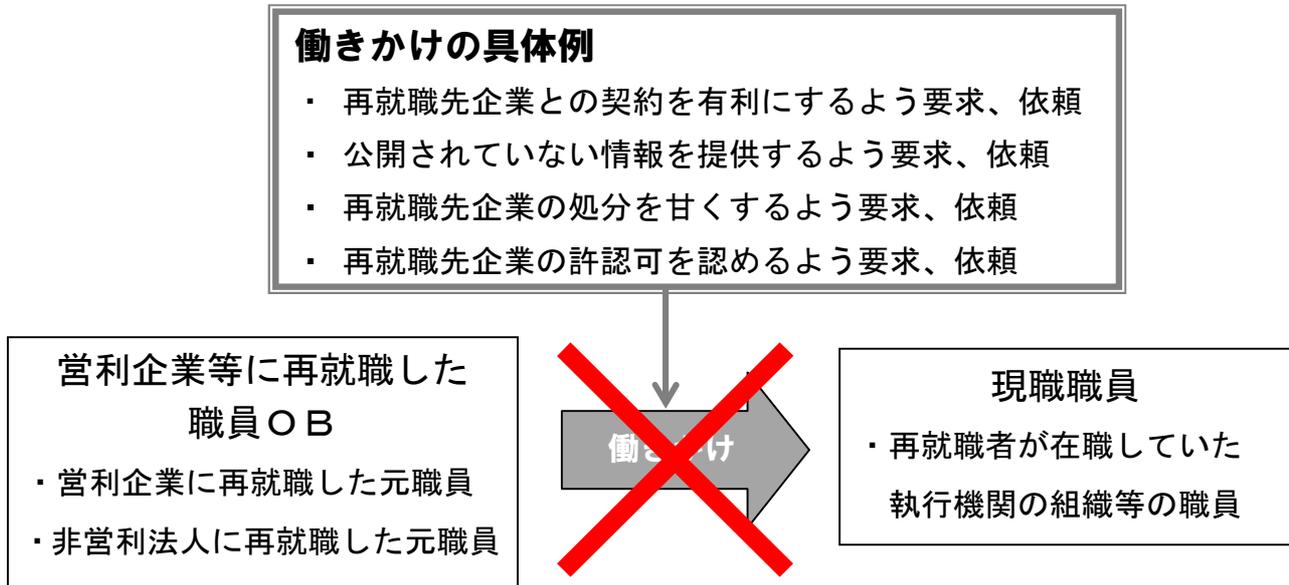
- ①市長の直近下位の内部組織の長  
部長、事業本部長、危機管理課長
  
- ②市長直近下位の内部組織の長に準ずる職
  - ア 行政職給料表 9 級の職  
危機管理監、担当部長、会計管理者、区長、参与等
  
  - イ 医療職給料表 4 級（一部）又は 5 級の職  
保健所の所長、参与等
  
  - エ 企業職給料表 9 級の職  
参与

## 国の部課長級相当職（次長、課長級）

- ア 行政職給料表 7 級又は 8 級の職  
危機管理監代理、次長、副区長、参事、本庁課長（危機管理課長を除く。）、  
担当課長、副参事
  
- イ 教育職給料表 4 級又は小中学校長の職  
高等学校長、次長、参事、課長、担当課長、副参事、小中学校長
  
- ウ 医療職給料表 4 級（保健所の所長及び参与を除く。）の職  
病院長、副院長、参事、副参事等
  
- エ 企業職給料表 7 級又は 8 級の職  
課長、担当課長、副参事、次長、参事

※その他廃止された職であって、上記に掲げる職に準じるもの

### (3) 再就職者による依頼等(働きかけ)の規制 イメージ図



### (4) 働きかけに該当しない場合

○ なお、次の契約等事務を行う場合は、働きかけに該当しません。

- 行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するため必要な場合、独立行政法人・特殊法人等の業務を行うため必要な場合
- 法令、国等との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合
- 法令に基づく申請・届出を行う場合
- 一般競争入札等による契約を締結するため必要な場合
- 法令又は慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合
- 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として任命権者の承認を受けた場合
  - ➔ 「再就職者依頼等承認申請書（様式第1号 P14参照）」を、事前に離職時の任命権者へ提出してください。

## 3. 地方公共団体の講ずる措置

(地方公務員法第38条の6第1項関係)

※浜松市が退職管理に関して定めているもの

### 1 再就職状況の届出 (法第38の6第2項・条例第3条)

- ・課長級相当職以上の職であった者は、営利・非営利団体（登録業者を含む。）に再就職した場合は、届出が義務付けられます。（9ページ参照）。
- ・課長級相当職以上の職にあった職員で、離職後に営利企業等の地位に就いていない者等は条例による再就職状況の届出の対象外ですが、要綱に基づき再就職状況について、離職後2年間、任命権者へ報告をお願いします。（9ページ参照）

### 2 再就職状況の公表 (法第38の6第1項・条例第4条)

- ・課長級相当職以上の職であった者の再就職状況については、毎年9月に、市長が公表します。

### 3 他の職員の再就職の依頼等の規制 (要綱第3条)

現職職員が営利企業等に対し、

①他の職員・職員OBを、当該営利企業等又はその子法人に再就職させることを目的として、

(1) 当該職員・職員OBに関する情報を提供すること

(2) 再就職させようとする地位に関する情報提供を依頼すること

②他の職員・職員OBを、当該営利企業等又はその子法人に再就職させるよう要求又は依頼することは禁止されます。

#### 4 再就職の自粛について（要綱第6条）

離職時に課長級相当職以上であった退職者は、その離職前5年間に担当していた職務と密接に関係する営利企業等（外郭団体を除く。）への再就職を自粛するものとします。

##### 《職務と密接に関係する営利企業等の具体例》

- ① 許認可等を受けて事業を行っている、又は許認可等を申請（しよう）している営利企業等
- ② 補助金の交付を受けて事業を行っている、又は補助金等の交付を申請（しよう）している営利企業等
- ③ 検査等（立入検査、監査又は監察）を受けている、又は受けようとしている営利企業等
- ④ 不利益処分をしようとする場合にはその名宛人となるべき営利企業等
- ⑤ 行政指導により一定の作為・不作為を求められている営利企業等
- ⑥ 契約を締結している、又は契約の申込みを（しよう）している営利企業等

## 4. 課長級相当職以上であった者の再就職等の状況の届出

(地方公務員法第38条の6第2項関係)

課長級相当職以上であった者は、離職後2年間、条例又は要綱により離職時の任命権者（各執行機関の組織の長等）に再就職等の状況を届け出ることとされています。

### (1) 対象者

➡ 「課長級相当職以上の範囲」

P5に記載する部長級相当職、次長・課長級相当職に就いていた者が対象です。

※ 一度でも課長級相当職以上であったことのある者は対象に含まれます。

### (2) 届出の様式

なお以下のとおり再就職等の状況により届出の様式が異なります。

再就職状況	様式
①有給で、営利企業以外の事業の団体の地位に就いた場合	「再就職状況届出書」 (浜松市職員の退職管理に関する規則様式第3号 P18参照)
②有給で、事業に従事することとなった場合又は事務を行うこととなった場合	
③営利企業の地位就いた場合	
④日雇いの場合(任期を1日とし、これが日々更新されることにより雇用される者の場合)	「離職後状況報告書」 (要綱第1号様式 P19参照)
⑤営利企業等に再就職したが、報酬が103万円以下の場合	
⑥再任用制度により再任用職員として採用された場合	
⑦臨時的職員又は非常勤の職員として採用された場合	
⑧再就職しない場合	

## ※届出が不要な場合

- ・ 任命権者の要請に応じ特別職の地方公務員となるため退職し、引き続き特別職地方公務員となった場合
- ・ 任命権者の要請に応じ地方公務員となるため退職し、引き続き地方公務員となった場合（地方公共団体・地方独立行政法人へ現役出向の場合）

### (3) 提出方法

「再就職状況届出書」又は「離職後状況報告書」を、離職時の任命権者（※）へ提出してください。

※離職時の任命権者を經由して、浜松市長に届け出ることとなっておりますので、宛名は、浜松市長となります。

### (4) 提出時期

再就職をした後、速やかに離職時の任命権者へ提出してください。

なお、当該届出は離職時の任命権者を經由して浜松市長（総務部人事課）に「速やかに」（※）届け出ることが義務付けられています。

※ 「速やかに」とは、原則として「1か月以内」を指します。

### (5) 変更の届出

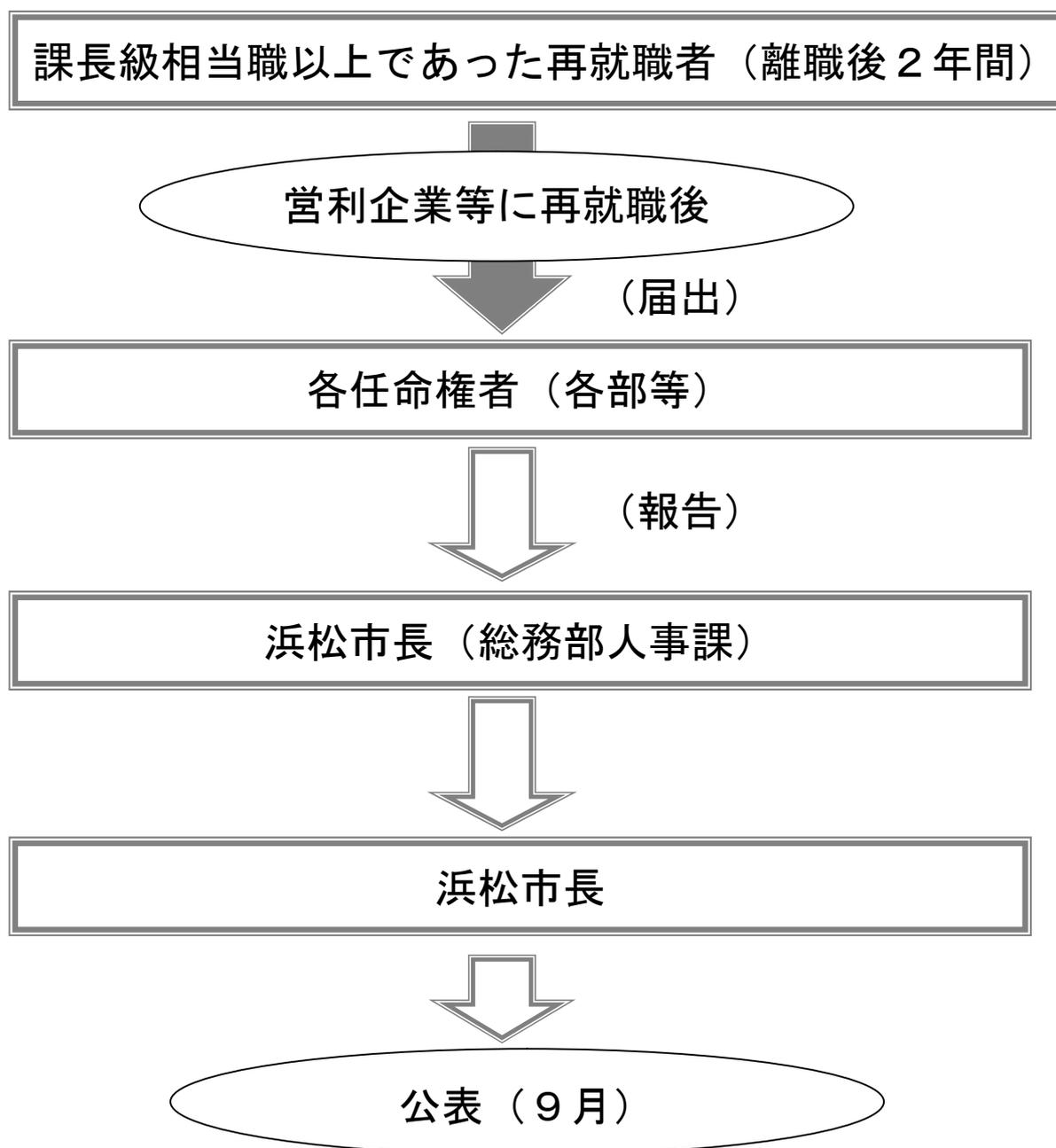
再就職の届出を行った後、営利企業等における地位に変更があった場合は、届出の時と同様に、「再就職状況届出書」又は「離職後状況（変更）報告書（要綱第2号様式 P20参照）」を、離職時の任命権者へ提出してください。

※条例による届出の対象者は「再就職状況届出書」、要綱による報告の対象者は「離職後状況（変更）報告書」をご使用ください。

## 5. 再就職情報の届出・公表の流れ

- 浜松市においては再就職情報を管理するため、条例により課長級相当職以上であり、営利企業等に再就職した者に対し、離職後2年間の再就職の状況について、任命権者へ届出を行うことを義務付けています。

浜松市長は、任命権者から提出された再就職情報の報告を取りまとめ、毎年、9月に公表することとしています。



## 6. 退職管理に係る規制違反に対する制裁措置

再就職者だけでなく、規制違反の内容によっては、職員が制裁措置を受ける場合がありますので注意してください。

	規制違反の内容	制裁措置
再就職者による働きかけ	再就職者が現職職員に対して、働きかけをした場合※ (※不正な行為をするよう働きかけた場合を除く。)	10万円以下の過料 (法第64条)
	再就職者が現職職員に対して、不正な行為をするように働きかけた場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (法第60条第4号～第7号)
	職員が再就職者の働きかけに応じて不正な行為を行った場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (法第60条第8号)
	職員が再就職者から働きかけを受けた事実を人事委員会へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象 (法第38の2第7項違反)
再就職あつせん	職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合	3年以下の懲役 (法第63第1号及び第2号)
求職活動	職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことを要求し、又は約束した場合	3年以下の懲役 (法第63第1号及び第2号)

## 7. Q&A

Q1 かつて在職した課等への働きかけはすべて禁止されるのか。

再就職者の再就職先である営利企業等との間の契約等事務で、在職中に自ら決定したものに関する働きかけが禁止されるほか、原則として離職前5年間に在職していた課等組織の職員に対し、離職前の職務に関して働きかけることが禁止されています。なお、在職中のポストにより禁止される働きかけの対象範囲は異なります。

Q2 元職員が元の職場に行き、名刺を配布する行為は禁止されるのか。

元職員が元の職場に出向き名刺を配る行為は、たとえ直接に働きかけをしたものでなくても、働きかけのメッセージがあるものとみなされる可能性があることから避けた方がよいと思われます。ただし、異動時や年末年始等の時候のあいさつとして行われるものであれば働きかけとみなされる可能性は低いと考えます。

Q3 営利企業等に再就職の要求や依頼をすることなく、単に他の職員・職員OBの情報を提供するだけの行為であっても規制の対象となるか。

再就職させることが目的であれば、他の職員・職員OBの情報を提供することや、営利企業等の地位に関する情報提供を依頼することは規制の対象となります。したがって、情報提供が行われた場合は、その目的を確認のうえ、規制違反の有無を判断することとなります。

Q4 再就職とは関係なく、営利企業等に対して他の職員・職員OBに関する情報提供を行うことも規制されるか。

その営利企業等の地位に就かせることを目的とした情報提供に当たらない場合には規制されません。

## ※各種届出様式の入手方法

申請書及び届出書の様式については、浜松市ホームページから入手できます。

※ この冊子でご紹介した再就職等規制の詳細については、総務部人事課にお問い合わせ下さい。

再就職者依頼等承認申請書

平成 年 月 日

（あて先）任命権者

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請者

（ふりがな）（ ） 氏 名 ④	生年月日（年齢） 昭・平 年 月 日生（ 歳）
勤務先（営利企業等）の名称	勤務先における地位（役職等）
連絡先 TEL（ - - ）	FAX（ - - ）
勤務先（営利企業等）の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日 平成 年 月 日	離職時の補職名		
離職前5年間（※）の在職状況等	所属・補職名	在職期間	職務内容
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	

※申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあつては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）の契約等の関係

在職していた執務機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏名（ふりがな）		（	）
所属	補職名		
職務内容			

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定める日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの
職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

任命権者記入欄	
受理番号	
処理結果区分 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 却下 (承認を必要としない)	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日 平成      年      月      日

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

平成 年 月 日

（あて先）浜松市人事委員会委員長

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。  
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1 届出者

（ふりがな）（ ） 氏 名 ㊟	生年月日（年齢） 昭・平 年 月 日生（ 歳）
所属	補職名

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

（ふりがな）（ ） 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 平成 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位（役職等）
離職時の所属	離職時の補職名

3 要求又は依頼の内容

--

浜松市人事委員会記入欄

受理番号

再就職状況届出書

平成 年 月 日

（あて先）任命権者

浜松市職員の退職管理に関する条例（平成28年浜松市条例第43号）第3条の規定に基づき、下記のとおり届出をします。この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1 届出者

（ふりがな）（ ） 氏 名 ㊟	生年月日（年齢） 昭・平 年 月 日生（ 歳）
住 所	電話番号

2 再就職の状況

離 職 日 平成 年 月 日	離職時の補職名
再就職日	
再就職先の名称	
再就職先における地位	
再就職先の業務内容	

※離職前5年間の業務において、浜松市と再就職先との間の契約等事務に関与していた場合は、次の項目についてもご記入ください。（関与がない場合は記載不要）

3 浜松市と再就職先との間の契約等事務への関与

契約等事務の内容	
関与した年度	
関与した当時の所属、職務内容	
関与した内容	

離職後状況報告書

(あて先) 任命権者

私は、浜松市を退職した後の状況について、下記のとおり報告します。この報告書の記載に事項は、事実と相違ありません。

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印

記

離職時補職		離職年月日	年 月 日
離職後の状況 (予定を含む) 該当する □にレ印	<input type="checkbox"/> ① 関連団体等への再就職		
	<input type="checkbox"/> ② その他の公共的団体等への再就職		
	<input type="checkbox"/> ③ 民間企業への再就職		
	<input type="checkbox"/> ④ 本市再任用職員 (所属: _____ )		
	<input type="checkbox"/> ⑤ 本市非常勤職員 (所属: _____ )		
	<input type="checkbox"/> ⑥ 自営業 (業種: _____ )		
	<input type="checkbox"/> ⑦ その他 ( _____ )		
	<input type="checkbox"/> ⑧ 再就職せず (就労なし)		

※上記離職後の状況が①～③の方については、次の項目についてもご記入ください。

再就職先の名称	
再就職先での役職等	
再就職 (予定) 年月日	
再就職先での業務内容	

離職後状況（変更）報告書

（あて先）任命権者

私は、離職後の状況について、下記のとおり変更が生じたので報告します。この報告書の記載に事項は、事実と相違ありません。

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印

記

離職時補職		離職年月日	年 月 日
-------	--	-------	-------

離職後の状況（該当する□にレ印）

変更前	変更後
<input type="checkbox"/> ① 関連団体等	<input type="checkbox"/> ① 関連団体等への再就職
<input type="checkbox"/> ② その他の公共的団体等	<input type="checkbox"/> ② その他の公共的団体等への再就職
<input type="checkbox"/> ③ 民間企業	<input type="checkbox"/> ③ 民間企業への再就職
<input type="checkbox"/> ④ 本市再任用職員	<input type="checkbox"/> ④ 本市再任用職員 (所属： _____ )
<input type="checkbox"/> ⑤ 本市嘱託職員	<input type="checkbox"/> ⑤ 本市非常勤職員 (所属： _____ )
<input type="checkbox"/> ⑥ 自営業	<input type="checkbox"/> ⑥ 自営業（業種： _____ )
<input type="checkbox"/> ⑦ その他（ _____ ）	<input type="checkbox"/> ⑦ その他（ _____ ）
<input type="checkbox"/> ⑧ 再就職せず	<input type="checkbox"/> ⑧ 再就職せず（就労なし）

※上記離職後の状況（変更後）が①～③の方については、次の項目についてもご記入ください。

再就職先の名称	
再就職先での役職等	
再就職（予定）年月日	
再就職先での業務内容	

浜松市総務部人事課

〒430-8652

浜松市中区元城町 103 番地の 2 浜松市役所北館 3 階

電話 : 053-457-2081

e-mail : [jinji@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:jinji@city.hamamatsu.shizuoka.jp)